

町有財産売払募集要領（公募先着順）

羽幌町が所有する土地について、次のとおり先着で売払います。

1 売払区画

所在・地番	地目	公簿面積	売却価格
羽幌町緑町 45 番 14	宅地	235.20 m ² (約 71.14 坪)	666,000 円 (坪単価 約 9,300 円)

※土地境界に境界標が設置されています。

※用途地域：第1種住居地域、建ぺい率：60%、容積率：200%

※敷地内地中に掘井戸が存在します。

2 申込みの条件

個人でも法人でも申込みができます。ただし、次の事項に該当する場合は、申込みをすることができません。

- (1) 羽幌町民ではない方または羽幌町内に事業所がない法人。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する方。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員。
- (4) 町税及び使用料等（上下水道使用料含む）に滞納がある方。

3 売払いの条件

売払いには次の条件を付しますので、申込み前に必ずご確認ください。

- (1) 売払いから5年間は、第三者へ所有権の移転及び貸付けをしないこと。
- (2) 敷地内地中に掘井戸が埋没していることを容認すること。

※掘井戸は、令和2年3月に再生材による埋戻し処理を実施しています。

4 用途の制限

住宅用地以外での利用もできます。ただし、次の事項に該当する土地利用は禁止します。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の適用を受ける者または適合するものがその活動のために使用するなど公序良俗に反する用途に利用すること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に利用すること。

- (3) 騒音や悪臭、健康被害等、住民生活に悪影響を与える施設の用途に利用すること。

5 申込み

「普通財産購入申込書」及び「誓約書」に必要事項を記載し、必ず持参によりお申込みください。

- 申込受付期間 令和8年3月31日（火）まで
土・日曜、祝日、年末年始を除く
午前8時45分～午後5時30分
- 申込受付場所 羽幌町財務課管財係（役場庁舎2階）
〒078-4198 羽幌町南町1番地の1
電話 0164-68-7001（課直通）

6 買受予定者の決定

先に有効な申込みをされた方を買受予定者として決定し、契約の手続き方法とともにお知らせします。

7 売買契約の締結

買受予定者決定のご案内から、原則7日以内に売買契約を締結していただきます。なお、契約方法は、書面契約（従来の紙による契約）または電子契約となります。

■ 書面契約（従来の紙による契約）の場合

次のものを持参し、財務課管財係までお越しください。

なお、契約書（町保管のもの1部）に貼付する収入印紙は、買受予定者の負担となります。

- ・収入印紙（500円）
- ・印鑑（印鑑登録済のもの）
- ・印鑑登録証明書

■ 電子契約の場合

電子契約については、羽幌町HP「事業者向け情報 - 電子契約について」のページをご確認ください。

- ①羽幌町から電子署名依頼メールを送信しますので、契約書の内容を確認し、署名手続きを完了してください。
- ②買受予定者、羽幌町双方の署名完了後、電子署名完了メールが届きますので、契約締結済みの文書をダウンロードしてください。

8 売買代金の支払い

売買契約締結後、納入通知書を発行しますので、売買代金をお支払いください。

なお、支払期限は納入通知書の発送日から 20 日以内となります。

9 所有権の移転・物件の引渡しと所有権移転登記

- (1) 所有権は、売買代金が完納されたときに羽幌町から買受予定者に移転し、同時に現在の状態のまま物件の引渡しがあったものとします（現地での引渡しは行いません。）。
- (2) 所有権移転登記は羽幌町が行いますので、次のものを持参し、財務課管財係までお越しください。

なお、所有権移転登記に必要な登録免許税分の収入印紙は、買受予定者の負担となります。

- ・ 売買代金領収書（写し）
- ・ 登録免許税分の収入印紙 ※金額は納入通知書送付の際にお知らせします
- ・ 住民票抄本（住民票コード付）（法人の方は、登記事項証明書）
- ・ 印鑑
- ・ 土地受領書 ※納入通知書送付の際に同封します

- (3) 所有権移転登記が完了次第、買受予定者に登記識別情報及び登記完了証をお渡しします。

10 その他の注意事項

- (1) 上記のとおり、物件の引渡しは現在の状態のままで行いますので、現地、現況、近隣状況を確認したうえで、お申込みください。（引渡し時点で隣地の越境物や残置物がある場合も、羽幌町で解消するための交渉等を行いません。）
- (2) 買受予定者は、売買契約締結後、契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることはできません。
- (3) 地下埋設物、地盤調査、アスベスト含有状況等の物件に関する個別調査は行っていません。
- (4) 土地は、公募地積にて売買します。羽幌町は新たな境界明示・確認・立会い・測量は実施しません。

11 お問い合わせ先

羽幌町財務課管財係（役場庁舎 2 階）

〒078-4198 苫前郡羽幌町南町 1 番地の 1

電話 0164-68-7001（課直通）